

産業廃棄物収集運搬業変更届について

宮城県環境生活部循環型社会推進課
宮城県各保健所

◎次の場合には変更届の提出が必要となります。

変更後10日以内に、「変更（廃止）届出書」（規則様式第11号）に必要な書類を添付のうえ提出してください。ただし、添付書類に法人の履歴事項全部証明書が必要な場合は、30日以内の提出となります。
提出方法は、許可を受けた所管の窓口への郵送又は持参です。提出部数は1部ですが、控えが必要な場合は、あらかじめコピーを御用意ください。（郵送の場合は返信用封筒も同封してください。）

変更事項	添付書類	備考
住所	①(個人の場合)：住民票の写し (法人の場合)：履歴事項全部証明書 ②位置図	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付
事業場等(駐車場等)の所在地	①位置図及び配置図 ②土地の登記簿謄本 (土地を賃借する場合は、登記簿謄本と契約書等の写し)	・賃借した土地を使用する場合は、登記簿謄本に加えて使用権原を証する書類(契約書・承諾書等)が必要
氏名又は名称	(個人の場合) 「住民票の写し」及び「登記されていないことの証明書」 (法人の場合) 履歴事項全部証明書及び定款又は寄付行為の写し	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付
法人の組織 合名会社→合資会社 有限会社→株式会社 など	①履歴事項全部証明書 ②定款又は寄付行為の写し	・個人→法人、合資会社→有限会社の変更の場合は、新たに許可が必要
法人の役員(その他法人に支配力を有する者も含む)、5%株主、使用人、法定代理人など	①履歴事項全部証明書 ②新旧対照表(就任・辞任を明示) 【以下新たな者のみ】 ①住民票の写し ②「登記されていないことの証明書」	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付 ・保有株式数のみの変更は届出不要ですが、それに伴って5%株主の人員に変更がある場合は届出が必要です。
事業の(一部)廃止	廃止する事項を記載した書類	・全部廃止の場合は許可証原本
車両、船舶 (増車、更新、廃車等)	車両・船舶の新旧対照表 【以下新規分のみ】 ①車検証の写し(船舶の場合は、船舶国籍証書、船舶検査証書等の写し) ②車、船舶の写真(前・横)	・賃借する場合はその使用権を証する書類(使用する車両、船舶のみの賃借契約書、借用書等) ・写真は前・横ともに全体が写っているもの。
積替え・保管の場所に関する下記の事項 ・所在地 ・面積 ・積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 ・積替えのための保管上限 ・法定の保管高さのうち最高のもの	①見取図、配置図、平面図、立面図、構造図 ②施設の所有権(又は使用権原)を証する書類	・変更に係る事業計画書

注) ①_____の付いている書類は発行日より3ヶ月以内のものの原本を添付

②住民票は、マイナンバー記載のないもの

③変更内容により、許可証の書換えを行います。書換え後の許可証受け取りの際には、旧許可証を窓口に戻還してください。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変更</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">届出者</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p>		
	新	旧
廃止した事項又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 （ふりがな）		
名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。（ただし、添付書類に法人の履歴事項全部証明書が必要な場合30日以内） 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号					
正 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の全面（真正面）を撮影すること ・ナンバープレートが確認できること 				
	<p>側 面 写 真</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>既に許可を有している場合には、所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>				
	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 100px;">撮影</td> <td style="width: 100px;">年</td> <td style="width: 100px;">月</td> <td style="width: 100px;">日</td> </tr> </table>	撮影	年	月	日
撮影	年	月	日		

(日本工業規格 A列4番)

◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩釜市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 循環型社会推進課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎2階

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 【受付機関】 (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
